

行政文書開示決定通知書



野村 一也 様

警察 庁 長 官

平成27年1月23日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。
記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 過失運転致傷等事件に係る特例書式について（平成26年5月14日付け警察庁丙交指発第35号ほか）
- (2) 「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部改正について（平成12年6月6日付け警察庁乙交発第9号ほか）
- (3) 「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について（平成19年5月23日付け警察庁丙交指発第20号ほか）
- (4) 「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について（平成24年3月16日付け警察庁丙交指発第6号ほか）

* 「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について（平成13年12月28日付け警察庁丙交指発第198号ほか）については、保存期間が満了したため廃棄済み。

2 不開示とした部分とその理由
なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
A 4 判文書 53枚	①閲覧	100枚までにつき100円	100円	0円
	②写しの交付	用紙1枚につき10円	530円	230円
	③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額（CD-R1枚）	630円	330円

(2) 開示の実施の申出

（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

場所：千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 警察庁情報公開室

重さ約65gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

• E-mail koukai@npa.go.jp